転入者等

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年 所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が 生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

´注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は 、令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村) 福智 _{町長 殿}

市区町村受付印

- ※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。 様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
- ※本様式を提出いただいた場合、福智町において支給要件に該当するか審査の上で、調整給付金 (不足額給付分)支給のお知らせもしくは不支給決定通知を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

- ●令和6年中に他の市区町村や海外から本市【区、町又は村】に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給 要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - 令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

- □ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
 - ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における 算定の結果、O円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

- Ⅰ+Ⅱ(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)-Ⅲ>0となる納税義務者
- I 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数^{※1} − 令和6年分所得税額※1 納税義務者本人+<u>令和6年12月31日時点</u>の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅱ 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数^{※2} 令和6年度分個人住民税所得割額
- ※2 納税義務者本人+ <u>令和5年12月31日時点</u>の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅲ 調整給付金(当初給付分)の額
- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- **4**) 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

※該当する場合のみ口にチェック(レ)してください。(未申告の場合)

□令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現	住	所
氏 名(署名)	エクリ	エ	坎	ΊΣ.	ולז
	男				
	•	明治・大正・昭和・平成			
	女	年 月 日	電話	()

【代理申請を行う場合】

(※法定代理人がいる場合)

<u> </u>	エーローにコンジロー										
代	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理力	人生年月	目		代 理	人現	住 所	
理人			男・女	明治·大正		成日	電話		()	
					л	н				/	
	記の者を代理人と認め、 周整給付金(不足額給付分)申請書の提出	」を委任します。			本人E	氏名	署名				

<u>2.</u>	振込口座(原則	、1. の申請	∮・請求者の □	1座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□])にレを入れてください。
-------------------	---------------

①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公会受取口座を登録していることが必要

□ ②下記の口座への振込を希望します。

(<u>通帳等の写しを本様式に添付する必要があります</u>。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支 店 名	分類	口座番号 (<u>右詰め</u> でお書きください。)	ロ 座 名 義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本·支店 本·支所 出張所	1普通		※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (<u>右詰め</u> でご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

※ 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター(電話0120-204-115)までお問い合わせください。

提と	出書類
	『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類) ※ 必要事項をご記入ください。
	誓約・同意事項(表面中段)申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)振込口座(裏面上部)署名(裏面下部)
	『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』 ※ 申請者の <u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写</u> し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部 分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約·同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。 (チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての	の内容に	相違あり	ません。			
令和	年	月	日	申請者氏名		

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ) ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

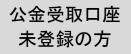
(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「2<u>振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合</u>は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に 公金受取口座を登録いただけます。 登録は給付金の支給要件ではありません。





(公金受取口座制度とは)

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の 給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。